

# 公 示

## 個人タクシー事業の申請事案の審査基準の細部取扱いについて

制 定	平成13年	12月	20日
一部改正	平成24年	1月	25日
一部改正	平成26年	1月	24日
一部改正	平成27年	1月	13日
一部改正	令和元年	7月	31日
一部改正	令和4年	3月	30日
一部改正	令和5年	8月	24日
一部改正	令和6年	1月	15日
一部改正	令和6年	5月	8日
一部改正	令和8年	1月	30日

個人タクシー事業の申請事案の審査基準（平成13年12月4日付け九運公福第35号。以下「審査基準」という。）に係る申請事案の審査事務について、さらなる迅速化、透明化を図るため、事案処理に係る細部の取扱いを下記のとおり定めたので公示する。

平成13年12月20日

九州運輸局長

### 記

#### I. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可

##### 3. 運転経歴

###### (2)について

- ・ 別表のA. 2. の10年間無事故無違反の確認は、九州運輸局が定める一定の時期に自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書により行うこととする。

##### 4. 法令遵守状況

###### (1)～(3)について

- ・ 許可後において、基準に合致していなかったことが判明した場合には、直ちに許可の取消処分の手続きを行うこととする。

###### (1)について

- ・ 法令遵守状況については、申請者からの宣誓書（別添1の様式例による。）によって判断することとする。

###### (2)について

- ・ 道路交通法の違反等は、九州運輸局が定める一定の時期に自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（過去5年間の記録を証明するもの）によって確認することとする。
- ・ 運転記録証明書の提出は、「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について（平成27年1月13日付け九運公第40号。以下「試験実施公示」という。）」Ⅲ. 1. に規定する試験対象者（以下「申請後受験者」という。）による申請の場合は試験合格後に九州運輸局が指定する期日までとする。

## 5. 資金計画

### (1)について

- ・ ④については、契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両が任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認することとする。

### (2)について

- ・ 自己資金には、申請者本人名義の預貯金等とし、家族名義の預貯金等は含めないこととする。

## 6. 営業所

### (1)について

- ・ 個人タクシーの場合には、通常営業所と住居が同一であるが、住居と営業所を分離する特段の事情があり、かつ、住居とは別に営業区域内に設置する営業所において事業が適切に行うことが確実である場合に限り、地域の事情に応じ九州運輸局の判断により特例として同一でない場合も認めることができることとする。

### (3)について

- ・ 自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。
- ・ 当該挙証資料の提示又は提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後、九州運輸局が指定する期日までとする。
- ・ ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。
- ・ その他の書類（借用の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等）については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

## 7. 事業用自動車

- ・ 購入の場合には、購入契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）によって確認することとする。
- ・ リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることで使用権原を有するものと判断することとし、当該契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）によって確認することとする。
- ・ 購入契約書又はリース契約書の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に九州運輸局が指定する期日までとする。

## 8. 自動車車庫

(4)について

- ・ 自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。）の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。
- ・ ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。
- ・ その他の書類（借用の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等）については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

(5)について

- ・ 関係法令に抵触しない旨の宣誓書（別添2の様式例による。）の添付を求めることとし、その他の書類については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

(6)について

- ・ 私道の通行に関しては、当該私道の使用権限を有する者の承諾書を提出させることとする。ただし、所有者不明等の事情により取得が困難といった事情がある場合は承諾書の取得に代えて、取得できない理由及び所有者の異議申立てがあった場合については、新たな車庫を確保する旨も記載した書面の提出でも可能とする。

(7)について

- ・ 確認に係る挙証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に九州運輸局が指定する期日までとする。

9. 健康状態及び運転に関する適性

(1)について

- ・ 九州運輸局が定める一定の時期に診断を受けるものとする。
- ・ 診断書の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に九州運輸局が指定する期日までとすることができることとする。

(2)について

- ・ 九州運輸局が定める一定の時期に適性診断を受けるものとする。
- ・ 受診証明書又は適性診断書の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に九州運輸局が指定する期日までとすることができることとする。

10. 法令に関する知識

- ・ 試験に合格した者とは、試験実施公示Ⅰ. に規定する試験のいずれかに合格した者であって、以下の①から③のいずれにも該当しない者をいう。
  - ① 申請前に法令の試験に合格している者（以下「申請前合格者」という。）であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。
  - ② 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。
  - ③ 申請前合格者であって、試験実施公示Ⅱ. 5. (2)の規定により合格が無効とされた者。

### Ⅲ. 許可等に付す期限及び条件

#### 1. 新規許可等に付す期限

- ・ 期限については、更新の時期を一定の時期に統一させるために、概ね3年間の期限とする。

#### 2. 新規許可等に付す条件

- ・ 地域の事情に応じ九州運輸局の判断により、申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合に許可を取り消す旨の条件を付すことができることとする。
- ・ 許可後概ね1年を経過しても運輸を開始した旨の届出がなく、事業が実施されていない場合には、事業計画に定める業務の確保命令を発することが可能であるが、九州運輸局長の判断により、許可後6ヶ月以内に事業を開始する旨の条件を付すこととする。
- ・ これらのほか、地域の事情に応じて事業者の過度の負担とならない範囲において、必要最小限の条件を付加することができることとする。

##### (1)について

- ・ 個人タクシー事業者が運転免許の取消処分となった場合、直ちに許可の取消処分の手続きを行うこととする。

##### (4)について

- ・ 「(個人)」等、個人タクシーであることの判別が可能な表示は差し支えない。

##### (7)について

- ・ 運転日報の様式は、九州運輸局が定める。

##### (11)について

- ・ 最終の更新の際に「満75歳の誕生日の前日まで(Ⅱ. 4. ②により許可を受けた場合は、満80歳の誕生日の前日まで)」との期限を付すこととする。

### Ⅴ. 譲渡譲受及び相続の認可

#### 1. 譲渡譲受の認可

##### (1)について

- ・ 平成14年1月31日以前に免許又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者であっても、年齢が満80歳の誕生日の前日までに、既に譲渡譲受認可申請がなされ、かつ、許可の条件において、事業者の申請により年齢が満80歳の誕生日の前日から譲渡譲受認可の日までの間、旅客の運送を行わないこととするときは、Ⅲ. 1. (2)に準じて、許可期限を認可の日までとすることができる。この場合において、満80歳に達する日から譲渡譲受認可の日までの間におけるⅤ. 1. (1)た

だし書きの適用については、Ⅲ. 1. (2) が適用されており、かつ、従前の許可期限の日を過ぎているものとみなす。

## 2. 相続の認可

### (3)について

- ・ 法令の試験は、試験実施公示で定めるところにより実施することとする。

## IX. 挙証等

- ・ 上記のほか、挙証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることとする。

附則（平成24年 1月25日 九運公第59号により一部改正）

1. 本改正は、平成24年 4月 1日以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成26年 1月24日 九運公第69号により一部改正）

1. 本改正は、平成26年 1月27日以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成27年 1月13日 九運公第39号により一部改正）

1. 本改正は、平成27年 4月 1日以降に処分するものから適用する。

附則（令和 元年 7月31日 九運公第28号により一部改正）

1. 本改正は、改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用する。

附則（令和 4年 3月30日 九運公第112号により一部改正）

1. 本改正は、令和 4年 4月 1日以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（令和 5年 8月24日 九運公第53号により一部改正）

1. 本改正は、令和 5年 8月24日以降に処分するものから適用する。

附則（令和 6年 1月15日九運公第119号により一部改正）

1. 本改正は、令和 6年 1月15日以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（令和 6年 5月 8日九運公第27号により一部改正）

1. 本改正は、令和 6年 4月 1日以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（令和 8年 1月30日九運公第94号により一部改正）

1. 改正後の通達は、令和8年1月26日以降に管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用するものとする。

## 1. 法令遵守状況に係る宣誓書の様式例

九州運輸局長 殿

## 宣 誓 書

1. 申請日以前5年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けたことはありません。また、過去にもこれらの処分を受けたことはありません。

{ (○年○月○日)に○○○の処分を受けましたが、○年○月○日に処分期間を終了しています。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による運転免許の取消し処分

(3) タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分

(4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分

(5) 刑法(明治40年法律第45号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分

(6) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分

2. 申請日以前3年間及び申請日以降に、道路交通法の違反(同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合又は反則点を課せられた場合を含む(ただし、申請日の1年前以前において、反則点1点を付された場合(併せて同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合を含む。))又は反則金の納付のみを命ぜられた場合のいずれか1回に限っては除外。))はありません。

3. 上記1.又は2.の違反により現に公訴を提起されておられません。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合には、直ちに報告いたします。

令和 年 月 日

氏 名

2. 自動車車庫に係る宣誓書の様式例

九州運輸局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち自動車車庫については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

氏 名